

一般社団法人てんとうむし 学費貸付規程

1.対象者

学校教育法に定める大学院、大学、短期大学、専門学校（以下、大学等）の正規過程であって、当法人において業務を遂行するにあたり有用であると法人が認める学部・学科等を専攻する学生（通信教育によるものを含む）である従業員に限るものとする。

2.貸付金額

毎月月額3万円とする。

3.貸付期間

貸付期間は、貸付開始の時から4年間を上限とし、従業員の申出のあった月の翌月から始め、従業員が大学等を卒業又は中途退学をした日の属する月で終わる。

4. 申込

本規程に基づく貸付制度の利用を希望する者は、所定の申込書に学生証の写しを添付して、法人に申出を行う。

5. 貸付の開始及び貸付の方法

法人は、制度利用の申し出があった場合には、申出の翌月から、その者に支払う給与と同時に、所定の金額を貸与する。

6. 申出による貸付の終了

貸付を受けている従業員は、申出をすることによっていつでも、本規定による借入を中止することができる。

7. 利用終了の手続き

大学等を卒業又は中途退学、もしくは申出により本制度による借入を終了する場合には、所定の終了申込書を法人に提出する。

法人は、終了申込書の提出があったときは、その提出のあった月で貸付を終了する。

8. 返済

本規定に基づいて貸し付けを受けた従業員は、当法人の従業員で無くなった月の翌月から、借入金を返済する。

9. 返済の免除

前記の規定にかかわらず、大学等を卒業若しくは中途退学をした日又は借入の中止を申し出た日の翌日から起算して 3 年間勤務をしたものは、借入金の返済をすることを要しない。

10. 返済の額

本規定に基づき借入金の返済を行うべきものは、原則として毎月金 3 万円ずつ返済する。

11. 利息

本規定による貸付金は、無利息とする。

12. 返済の期日及び方法

借入金の返済を行うべき者は、毎月末日限り、法人の指定する方法により返済する。

13. 合意による返済額及び返済期日の変更

前記 10. 及び 12. の規定にかかわらず、返済すべき者が次に定める事由のいずれかに該当する場合には、双方の合意に基づき、毎月の返済額、返済期日等を変更することができる。

- ① 本人または親族の病気等、やむを得ない事由により退職することとなったとき
- ② 退職した日において、いまだ学生であるとき
- ③ 経済的に困窮し、返済が極めて困難であると判断されるとき
- ④ 法人の経営上の都合等、本人の意思によらず退職することを余儀なくされたとき
- ⑤ その他返済額及び返済期日の変更を行うことが必要であると認められるとき

14. 返済額及び返済期日の変更の申し出

前記の規定により、返済額または返済期日の変更を希望する者は、変更を希望する月の末日の前日までに、法人に申し出るものとする。

15. 遅延損害金

返済をすべき者は、毎月の返済期日に返済がなされなかった場合は、返済期日の翌日から返済に至る日の前日まで、年 5%の遅延損害金（年 365 日日割り計算）を支払うものとする。

ただし、前記 14. の申し出を行ったものについてはこの限りでない。

この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。